

# 潮来市一般廃棄物処理基本計画

【 概要版 】



平成 26 年 3 月

潮 来 市

# I. 計画の基本的事項

## 1. 計画の見直しについて

潮来市（以下「本市」と呼びます。）では、「一般廃棄物処理基本計画」を平成18年2月に策定し、一般廃棄物処理事業を通じた各種施策を推進することで、快適で安全な生活環境の充実に努めてきました。

「ごみ処理基本計画策定指針（改定版）」（平成25年6月：環境省）によると、一般廃棄物処理基本計画については、概ね5年ごとに改定するほか、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うことが適切であると定められています。

平成18年2月に計画を策定した後、社会経済情勢の変化や国・県における廃棄物関連の法令の整備や各種計画の策定など、廃棄物処理をとりまく状況が大きく変化したことを踏まえ、今回、一般廃棄物処理基本計画の見直しを行い、今後の廃棄物行政の方向性を示すとともに、循環型社会の形成とより良い環境の保全・創出に向けた新たな施策、取り組みを示すこととしました。

## 2. 計画の位置付けと対象

一般廃棄物処理基本計画は、本市の廃棄物処理行政における最上位の計画に位置付けられ、本市における廃棄物処理の基本方針となるものです。

計画の対象となる一般廃棄物は、『ごみ』と『し尿』に大別されます。

一般廃棄物処理基本計画は、ごみ処理に関する「ごみ処理基本計画」とし尿などの生活排水処理に関する「生活排水処理基本計画」で構成されます。

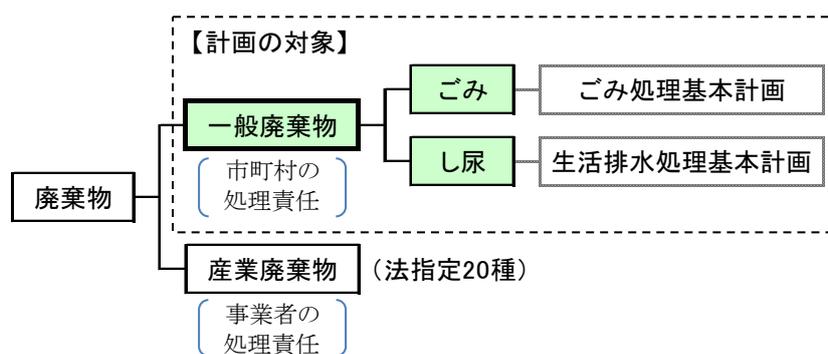


図1. 計画の対象

## 3. 計画期間

本計画の期間は、平成26年度を初年度、平成40年度を目標年度とする15年間とします。

本計画は、上位計画や関連計画と整合を図りながら概ね5年ごと、または計画の前提となる諸条件に大きな変化があった場合には、見直しを行うものとします。

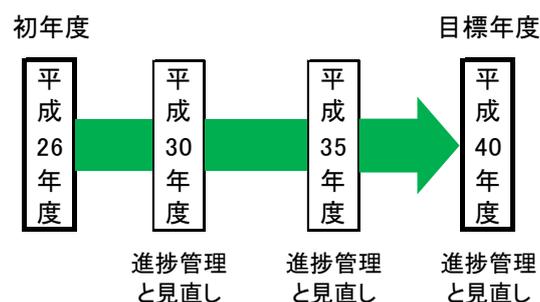


図2. 計画の期間

## Ⅱ. ごみ処理基本計画

### 1. ごみ処理の現状と課題

#### (1) ごみの排出に関する課題

##### ❖ 課題1 生活系ごみの減量

本市において、ごみ排出量は減少傾向で推移していますが、ごみ焼却施設への負担軽減やごみ処理経費の削減等のため、ごみ排出量の減量が必要です。本市のごみの多くは生活系ごみであるため、生活系ごみの更なる減量に努める必要があります。

##### ❖ 課題2 事業系ごみの減量

市全体でのごみ減量のため、事業系ごみについても減量に努める必要があります。

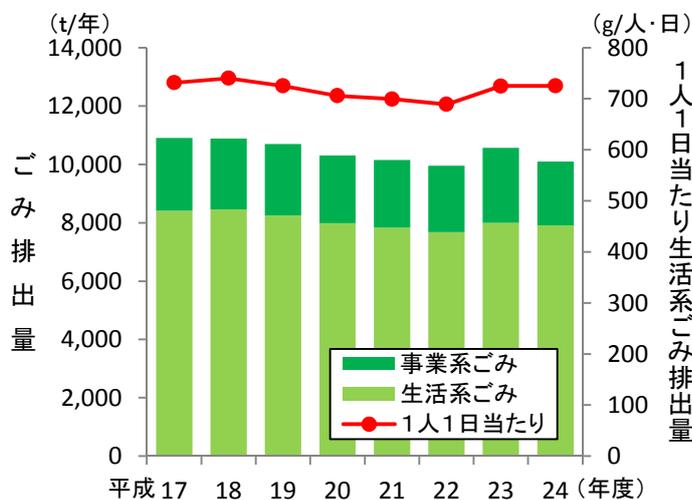


図3. ごみ排出量の推移

#### (2) 減量化・資源化に関する課題

##### ❖ 課題3 ごみ分別の徹底とリサイクルの推進

本市は県平均と比較して1人1日当たりのごみ排出量は低い水準にあることから、これ以上のごみの減量は困難と考えられますが、①ごみ焼却施設への負担軽減、②最終処分量の削減、③資源化量の増加とリサイクル率の向上の観点より、今後のごみ分別の徹底とリサイクルを推進し、ごみの減量化・資源化に努める必要があります。

##### ❖ 課題4 生ごみの減量

生活系ごみのうち、重量比で最も大きな成分は「生ごみ」であるため、今後も自家処理の推進や水切り徹底などにより一層の生ごみの減量化を図る必要があります。

##### ❖ 課題5 新たな資源ごみ指定の検討

ごみとして処理される量の減量のため、雑がみ(紙製容器包装やその他資源化可能な紙類)、調味料や食品のびん、缶詰の缶を資源ごみとして指定し、「燃やせるごみ」や「燃やせないごみ」から除外することについて検討する必要があります。

#### (3) 収集・運搬に関する課題

##### ❖ 課題6 ごみ集積所の適正管理

ごみ集積所への不適正なごみ出し(未分別でのごみ出し、指定された出し方を守らないごみ出しなど)を防止するため、ごみ出しマナー・ルールの遵守徹底に向けた広報・啓発を強化する必要があります。

##### ❖ 課題7 安全なごみ収集の継続

ごみ集積所は、歩道上や道路わきに設置しているものが多いため、ごみ収集作業の際には、事故を起こすことの無いよう細心の注意を払う必要があります。また、安全なごみ収集を継

続するため、有害ごみなどの分別徹底と適正排出に向けた啓発・指導等を継続する必要があります。

#### ❖ 課題8 効率的な収集・運搬の継続

本市では、将来における人口減少に加え、急速な高齢化とそれに伴う要介護者の増加などが予測されるため、より作業効率の高いごみの収集・運搬体制について検討する必要があります。

### (4) 処理・処分に関する課題

#### ❖ 課題9 ごみ焼却施設への負担軽減

潮来クリーンセンターのごみ焼却施設は、適切な点検・管理のもとで運転していますが、竣工後20年以上を経過しており、時間平均焼却量の減少など処理能力の低下、処理率の低い水準での推移などの問題が生じています。また、可燃ごみの高質化（低位発熱量の増加：高カロリー化）が進んでおり、炉への負担軽減に向けた対応が必要です。

これらを考慮し、本施設でもごみ焼却施設の改造や更新について検討する必要があります。

#### ❖ 課題10 最終処分量の削減

近年最終処分量が増加傾向で推移していることや、本市では最終処分場を保有せず、民間業者に最終処分を委託していることなどを考慮すると、ごみの減量化と資源化の推進により、今後も一層の最終処分量の削減に努める必要があります。

#### ❖ 課題11 ごみ処理経費の削減

ごみ処理事業経費、市民1人当たりの処理費は、いずれも増加傾向で推移しているため、処理経費の削減に向けたごみの減量に努めるとともに、人口減少とそれに伴うごみ量の減少を前提とした上で、これまで以上に合理的・経済的なごみ処理のあり方について検討する必要があります。

#### ❖ 課題12 不法投棄の防止

本市は、山林や原野、河川敷などが多く、ごみの不法投棄を招きやすい地理的条件にあります。現時点では不法投棄をなくす有効な手段は見つからず、対応に苦慮している状況にあり、不法投棄を発見するたびに、個別に撤去等の対処を行っています。今後も不法投棄の未然防止に向けて、対策の強化等について検討する必要があります。

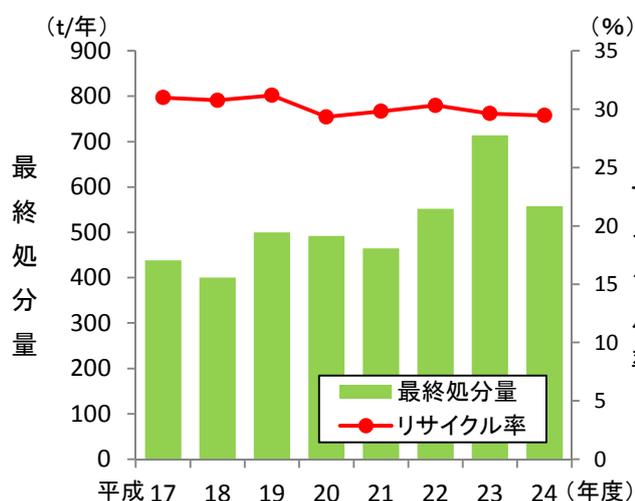


図4. 最終処分量とリサイクル率の推移

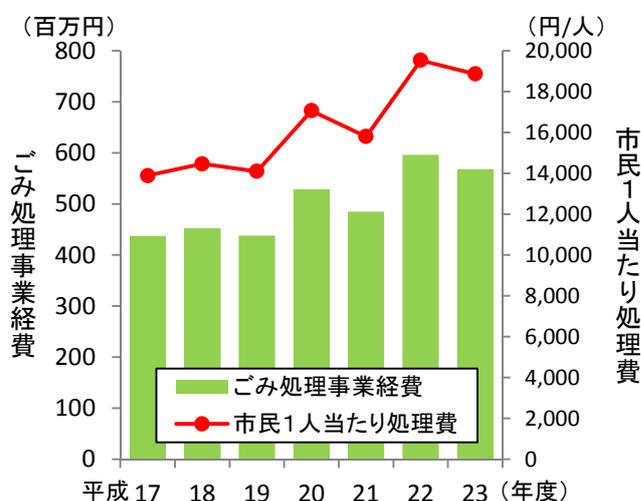


図5. ごみ処理経費の推移

## 2. ごみ処理の基本理念と基本方針

本市では、「一般廃棄物処理基本計画」を平成18年2月に策定し、この計画に基づき、ごみ処理に関する各種の施策を推進し、ごみの減量化・資源化に努めてきました。

この結果、本市においてごみ排出量は減少傾向で推移してきたこと、1人1日当たりのごみ排出量は県の平均を下回る水準であること、ごみの減量化・資源化に係る取り組みは順調に進んでいると評価されたことなどより、この計画に基づく各種の取り組みは一定の成果を収めたと評価できます。

今回の計画の見直し後も、引き続きごみの減量化・資源化に努めることが望まれるため、計画の基本理念・基本方針などの内容は、前計画を大きく変えることなく、継続・踏襲することを基本として、適正な施策・事業を推進・展開していくことを目指します。

本市を取り巻く社会情勢をみると、将来における人口減少と急速な高齢化の進行、高齢者のみの世帯の増加などが予測されています。このため、本市での循環型社会の形成に向けて、これまで以上に効果的・効率的にごみの減量化・資源化を推進していくことが望まれます。

本計画では、循環型社会の形成に向けて、ごみの減量〔リデュース〕を推進することを第一とし、排出されたごみはできるだけ再使用〔リユース〕・再生利用〔リサイクル〕に回す、という『3R原則』をごみ処理の基本として、具体的な施策などを示します。

### 《基本理念》

**循環型社会を構築する廃棄物処理システムづくりの推進による  
環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の実現**



### 《基本理念の実現を目指すための基本方針》

#### 基本方針1. ごみの減量化と資源化の推進

- 市民・事業者・行政のパートナーシップを基調とする施策の展開により、ごみの減量を図ります。
- 3R〔リデュース・リユース・リサイクル〕を基本とする施策の展開により、資源回収量の増加と資源の有効活用を図ります。併せて、資源ごみの効率的な回収とリサイクルルートの確保を図ります。

#### 基本方針2. 環境への負荷を抑えた適正なごみ処理事業の推進

- 安心・安全で環境負荷の少ないごみ処理事業の推進により、本市の豊かな自然と快適な生活環境を守ります。
- 経済性を考慮した効果的・効率的なごみ処理事業の推進により、ごみ処理経費の節減に努め、人口減少や高齢化などの社会情勢の変化に柔軟に対応します。

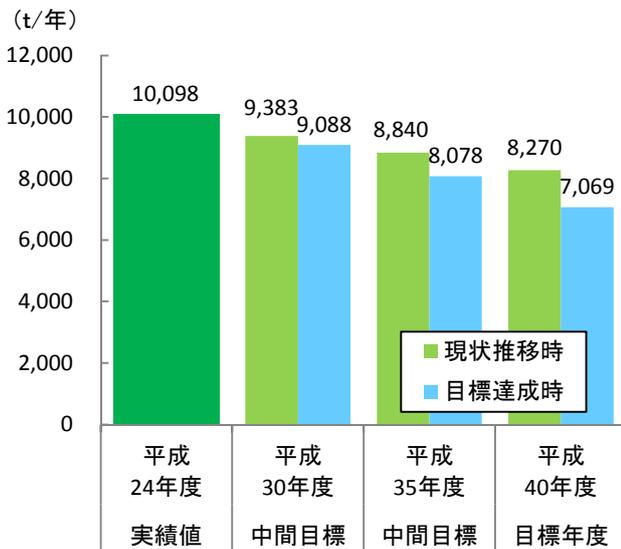
### 3. 数値目標

本計画に基づく各種の施策を実施することにより、現状推移時よりもごみ排出量を減量させます。また、リサイクル率の向上を目指します。

#### ①ごみ排出量

目標年度	数値目標
平成30年度	現状よりも10%以上減量
平成35年度	現状よりも20%以上減量
平成40年度	現状よりも30%以上減量

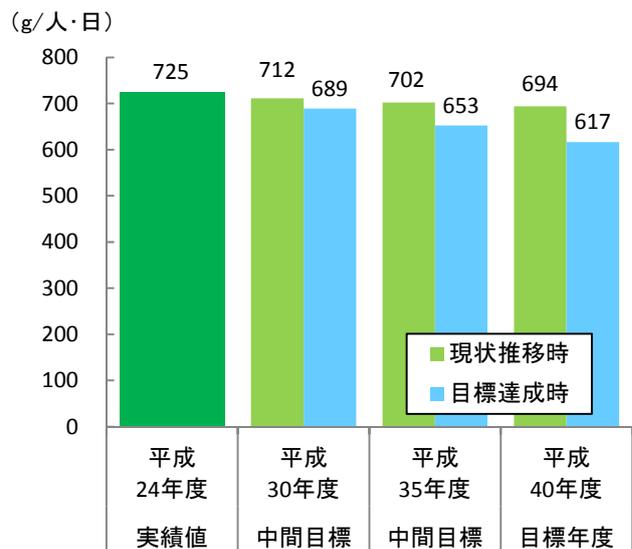
※現状：平成24年度



#### ②1人1日当たり生活系ごみ排出量

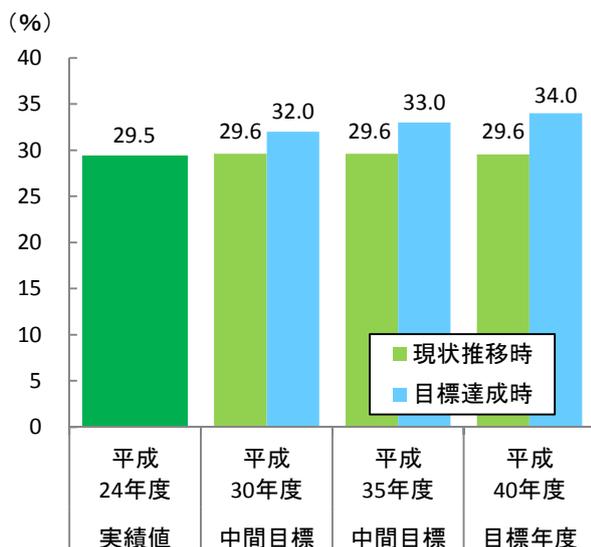
目標年度	数値目標
平成30年度	現状よりも5%以上減量
平成35年度	現状よりも10%以上減量
平成40年度	現状よりも15%以上減量

※現状：平成24年度



#### ③リサイクル率

目標年度	数値目標
平成30年度	32%以上とする
平成35年度	33%以上とする
平成40年度	34%以上とする



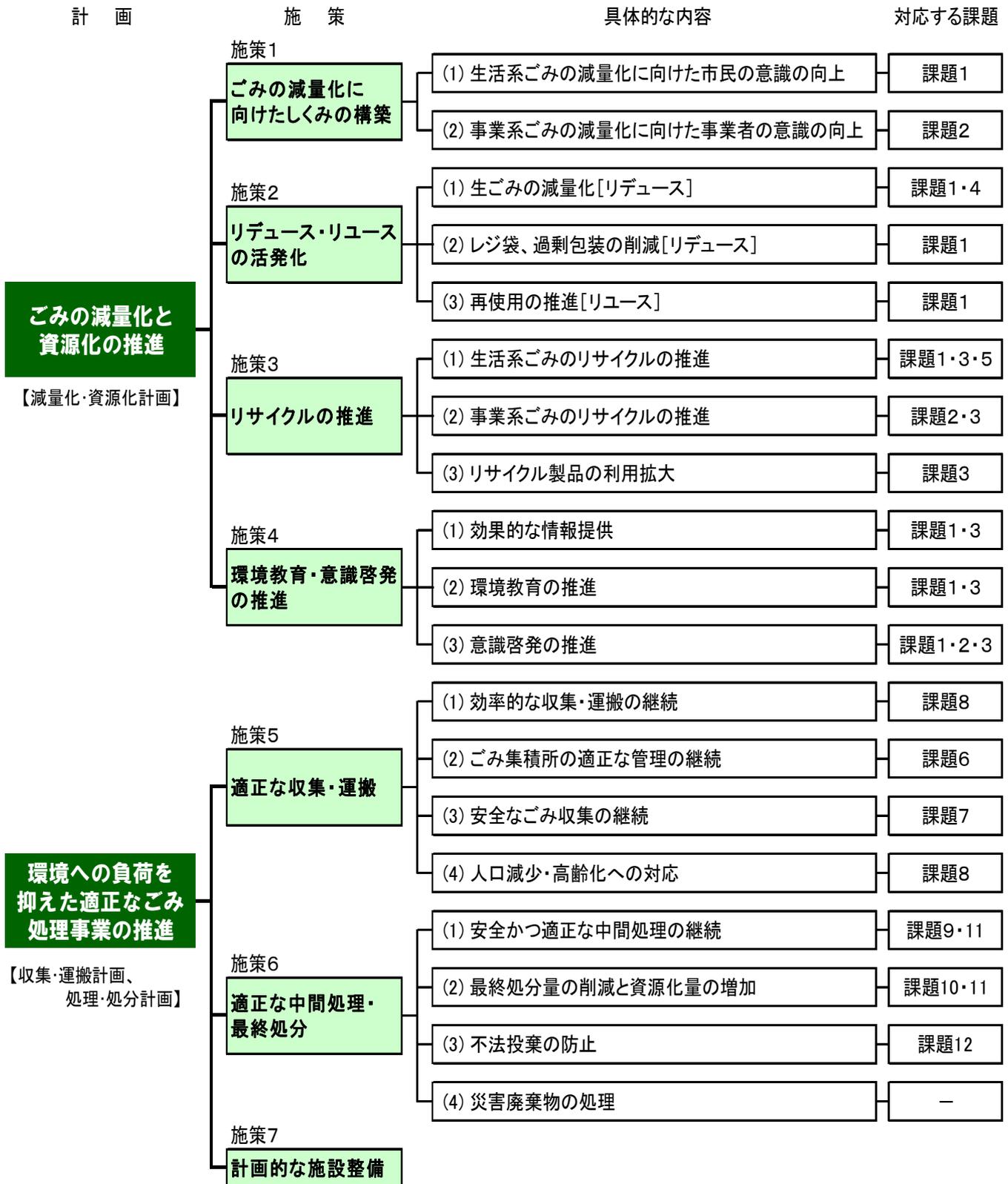
本市では、不燃ごみ・粗大ごみを破碎処理した後の不燃残渣のみを最終処分していますが、資源ごみの分別徹底により、破碎処理後に資源化される量が減ることはあっても、最終処分される不燃残渣の量に影響はありません。

また、可燃ごみを焼却処理した後の焼却残渣は民間業者に委託して資源化しているため、可燃ごみの減量は最終処分量に影響しません。

以上の事項を考慮して、最終処分量については数値目標を設定しません。

## 4. 市の取り組み（施策体系）

本市は、以下に示す体系に基づく各種の施策を行うことにより、ごみの減量化・資源化を  
着実に推進し、地域における循環型社会の形成を目指します。



注. 「対応する課題」の内容については、2～3ページ参照。

図6. 施策体系

## 5. 市民・事業者との連携・協力による取り組み

本市は、市民・事業者との連携・協力の下で、以下に示す取り組みを推進することにより、今後も引き続きごみ減量化・資源化に努め、本計画で掲げた数値目標の達成を目指します。

### (1) 市民との連携による取り組み

- ①フードロス削減運動の推進
- ②生ごみの水切り徹底
- ③生ごみの自家処理の推進
- ④雑がみの資源ごみ指定の検討
- ⑤資源古紙の回収量の増加
- ⑥レジ袋削減の取り組み
- ⑦店頭回収の推進
- ⑧ごみ減量、分別の徹底について広報・啓発の強化
- ⑨ごみ減量チェックリストの作成・配布
- ⑩ごみ出しルール・マナーの徹底

### (2) 事業者との連携による取り組み

- ①事業系生ごみの減量
- ②事業者やNPOとの連携による生ごみの活用
- ③中小事業所による事業系ごみの共同排出
- ④小規模事業所を対象とした事業系資源の拠点回収
- ⑤処理施設での搬入物検査
- ⑥ごみ処理手数料の改定と資源化業者の紹介
- ⑦ごみ減量、分別の徹底について広報・啓発の強化
- ⑧ごみ減量チェックリストの作成・配布
- ⑨ごみ減量・資源化の取り組み事例の広報・PR
- ⑩ごみ減量・資源化に困窮している事業所への指導



生ごみの水切りに努めましょう。



資源ごみは指示に従いきちんと分別して出しましょう。

# Ⅲ. 生活排水処理基本計画

## 1. 生活排水処理の現状と課題

### ❖課題1 生活排水処理率の向上

平成24年度における本市の生活排水処理率（公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽により生活排水を処理している人口の比率）は70.3%です。

市域における水環境の保全と再生に向けて、地域特性に応じた効果的・効率的な生活排水処理施設の整備を行い、なお一層の生活排水対策を推進する必要があります。

具体的には、公共下水道認可区域及び農業集落排水事業区域では、公共下水道や農業集落排水処理施設の整備推進と整備済の区域における接続率の向上を図る必要があります。

他の区域では、合併処理浄化槽の整備により、し尿汲み取りや単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進する必要があります。

### ❖課題2 合併処理浄化槽の適正な維持・管理

合併処理浄化槽は、原則として処理主体（この場合は主に個人）が維持・管理に努めることを原則とします。しかし、処理主体が必ずしも維持・管理方法を熟知しているとは限らないため、今後も適切に指導を行い、合併処理浄化槽の適正な維持・管理による処理性能の保全に努める必要があります。

### ❖課題3 し尿処理施設の適正な維持・管理

し尿・浄化槽汚泥の処理施設については、今後も適正運転・適正処理を継続しながら、現行のシステム・体制の維持を図る必要があります。

公共下水道の整備等に伴い、将来的にし尿・浄化槽汚泥の減量が予測されるため、将来における処理施設の適正な運営や維持・管理のあり方について検討する必要があります。

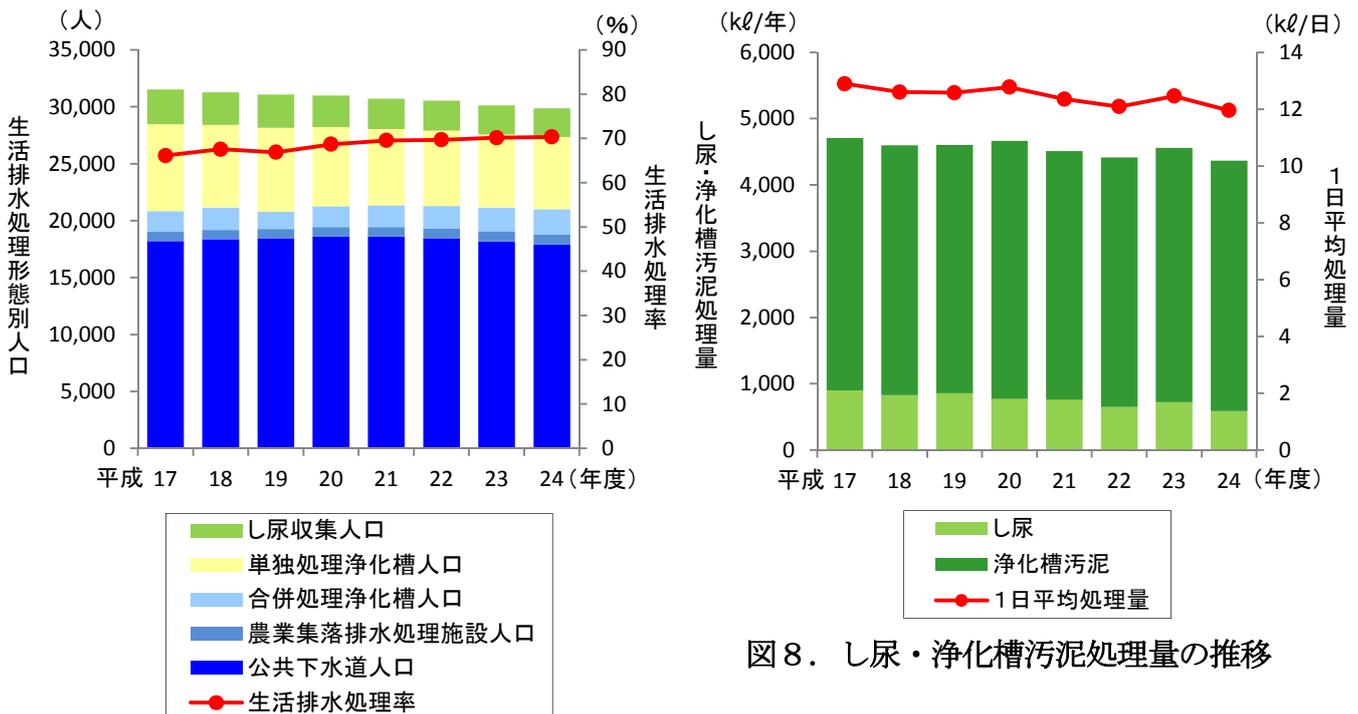


図7. 生活排水処理形態別人口の推移

図8. し尿・浄化槽汚泥処理量の推移

## 2. 生活排水処理の基本理念と基本方針

本市は、東部を北浦と鰐川、西部を霞ヶ浦と常陸利根川、南部を外浪逆浦に面しており、水辺に囲まれた自然豊かなまちです。しかし、本市及び周辺の湖沼・河川は、家庭からの生活雑排水（特に台所からの排水）などの原因により水質汚濁が進んだ状態となっています。

本市では、「一般廃棄物処理基本計画」を平成18年2月に策定し、この計画に基づき、公共下水道の整備や浄化槽設置整備事業の推進など生活排水の適正処理を進め、河川・湖沼などに流出する負荷を削減することにより、水質の改善に努めてきました。

この結果、生活排水処理率が着実に向上していることなどより、生活排水処理に関する取り組みは一定の成果を収めたと評価できます。

今回の計画の見直し後も、生活排水の適正処理を推進していくことが望まれるため、計画の基本理念・基本方針などの内容は、前計画を大きく変えることなく、継続・踏襲することを基本として、適正な施策・事業を推進・展開し、地域における快適で豊かな水環境を創造することを目指します。

### 《 基本理念 》

**適切な生活排水処理施設の整備による  
快適な生活環境の確保と公共用水域の水質の保全**



### 《基本理念の実現を目指すための基本方針》

#### 基本方針1. 生活排水処理施設の整備と適正処理の推進

- 地域特性に応じた生活排水処理施設の整備により、生活排水の適正処理を継続して推進します。
- し尿・浄化槽汚泥については、市のし尿処理施設（潮来衛生センター）での適正処理を継続して実施します。

#### 基本方針2. 水環境の保全のための意識啓発の推進

- 市民及び事業者と連携・協力のもと、公共用水域への汚濁負荷削減のための取り組みを推進します。

### 3. 生活排水処理の推進のための取り組み

#### (1) 市の取り組み

将来的には、家庭から排出される生活排水を全て生活排水処理施設で処理すること（生活排水処理率 100%）を目標として、地域特性に応じて効率的・計画的に生活排水処理施設を整備していきます。

○公共下水道については、今後も計画的に整備を推進します。

公共下水道や農業集落排水処理施設の整備が完了している区域において、未接続の家庭に対しては、早期の接続を指導することにより、生活排水の適正処理を推進します。

○公共下水道や農業集落排水処理施設の処理対象区域以外で、単独処理浄化槽を使用している家庭や汲み取りを行っている家庭に対しては、合併処理浄化槽への転換を指導することにより、生活排水の適正処理を推進します。

#### (2) 市民・事業者等との連携・協力による取り組み

今後、本市の豊かな水環境を保全・再生していくためには、市民・事業者・行政が相互に連携・協力することにより各種の取り組みを推進していく必要があります。

市民・事業者は、家庭や事業所から排出される生活雑排水による汚濁負荷の軽減のための取り組みが必要です。具体的には、霞ヶ浦や北浦の水の汚れは、生活雑排水が主な原因であることを理解した上で、以下の取り組みに努めることで水質浄化に協力しましょう。

- ①台所には、目の細かいストレーナーまたは三角コーナーの設置やろ紙を使うなど工夫しましょう。
- ②天ぷらなどの油は、使い切るか、新聞紙などにしみ込ませたり、固化剤で固めたりしてごみとして出しましょう。また、リサイクルの一環として地域単位で廃油を回収できる場合は、回収を推進しましょう。
- ③なべや皿の汚れは、ゴムベラで落としたり、紙でふいてから少量の洗剤で洗いましょう。又はアクリルたわしを利用して洗いましょう。
- ④台所の調理くず等は、コンポストなどで堆肥にして使いましょう。
- ⑤お風呂の残り湯は有効に使いましょう。
- ⑥水路や側溝などを定期的に清掃しましょう。
- ⑦川や湖にごみを捨てないようにしましょう。
- ⑧庭木や草花、菜園などへの肥料や農薬は、使い過ぎないようにしましょう。
- ⑨下水道への接続や高度処理型浄化槽を設置しましょう。
- ⑩浄化槽は定期的に点検し、清掃、検査をしましょう。

出典：霞ヶ浦問題協議会資料



豊かな自然  
あふれる元気  
みんなで作る水の郷

潮来市一般廃棄物処理基本計画

【概要版】

平成 26 年 3 月 発行

潮来市 環境経済部 環境課

〒311-2493 茨城県潮来市辻 626

TEL : 0299-63-1111 / FAX : 0299-80-1100